

「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」の改正（案）からの変更点

(下線部分は変更部分)

○下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準（平成 15 年公正取引委員会事務総長通達第 18 号）

成案	原案
第1 運用に当たっての留意点 (略)	第1 運用に当たっての留意点 (略)
第2 法の対象となる取引 (略) 1 製造委託 (1)～(4) (略) 2 修理委託 (略) 3 情報成果物作成委託 (1)～(5) (略) (6) 情報成果物作成委託には、次の3つの類型がある。 <u>類型3-1</u> (略) <u>類型3-2</u> 事業者が業として請け負う作成の目的たる情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者 ^に 委託すること。 (例) <ul style="list-style-type: none"> ○ 広告会社が、広告主から制作を請け負うテレビCMを広告制作業者に委託すること。 ○ ソフトウェア開発業者が、ユーザーから開発を請け負うソフトウェアの一部の開発を他のソフトウェア開発業者に委託すること。 ○ デザイン業者が、作成を請け負うポスターデザインの一部の作成を他のデザイン業者に委託すること。 ○ テレビ番組制作業者が、制作を請け負うテレビ番組のBGM等の音響データの制作を他の音響制作業者に委託すること。 ○ テレビ番組制作業者が、制作を請け負うテレビ番組に係る脚本の作成を脚本家に委託すること。 ○ <u>アニメーション制作業者が、製作委員会から制作を請け負うアニメーションの原画の作成を個人のアニメーターに委託すること。</u> 	第2 法の対象となる取引 (略) 1 製造委託 (1)～(4) (略) 2 修理委託 (略) 3 情報成果物作成委託 (1)～(5) (略) (6) 情報成果物作成委託には、次の3つの類型がある。 <u>類型3-1</u> (略) <u>類型3-2</u> 事業者が業として請け負う作成の目的たる情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者 ^に 委託すること。 (例) <ul style="list-style-type: none"> ○ 広告会社が、広告主から制作を請け負うテレビCMを広告制作業者に委託すること。 ○ ソフトウェア開発業者が、ユーザーから開発を請け負うソフトウェアの一部の開発を他のソフトウェア開発業者に委託すること。 ○ デザイン業者が、作成を請け負うポスターデザインの一部の作成を他のデザイン業者に委託すること。 ○ テレビ番組制作業者が、制作を請け負うテレビ番組のBGM等の音響データの制作を他の音響制作業者に委託すること。 ○ テレビ番組制作業者が、制作を請け負うテレビ番組に係る脚本の作成を脚本家に委託すること。 (新設)

<ul style="list-style-type: none"> ○ 建築設計業者が、施主から作成を請け負う建築設計図面の作成を他の建築設計業者に委託すること。 ○ 建設業者が、施主から作成を請け負う建築設計図面の作成を建築設計業者に委託すること。 ○ 工作機械製造業者が、ユーザーから製造を請け負う工作機械に内蔵するプログラムの開発をソフトウェア開発業者に委託すること。 <p style="text-align: center;">類型3-3 (略)</p> <p>4 役務提供委託 (1)～(3) (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建築設計業者が、施主から作成を請け負う建築設計図面の作成を他の建築設計業者に委託すること。 ○ 建設業者が、施主から作成を請け負う建築設計図面の作成を建築設計業者に委託すること。 ○ 工作機械製造業者が、ユーザーから製造を請け負う工作機械に内蔵するプログラムの開発をソフトウェア開発業者に委託すること。 <p style="text-align: center;">類型3-3 (略)</p> <p>4 役務提供委託 (1)～(3) (略)</p>
<p>第3 親事業者の書面交付の義務 (略)</p>	<p>第3 親事業者の書面交付の義務 (略)</p>
<p>第4 親事業者の禁止行為</p> <p>1 受領拒否 (1)・(2) (略)</p> <p>〈製造委託、修理委託における違反行為事例〉 1-1・1-2 (略) 1-3 <u>無理に短縮した納期への遅れを理由とした受領拒否</u> (略) 1-4・1-5 (略)</p> <p>〈情報成果物作成委託における違反行為事例〉 1-6～1-8 (略) 1-9 <u>その他の受領拒否</u> <u>親事業者は、継続的に放送されるアニメーションの原画の作成を下請事業者であるアニメーション制作業者に委託しているところ、視聴率の低下に伴い放送が打ち切られたことを理由に、下請事業者が作成した原画を受領しなかった。</u></p>	<p>第4 親事業者の禁止行為</p> <p>1 受領拒否 (1)・(2) (略)</p> <p>〈製造委託、修理委託における違反行為事例〉 1-1・1-2 (略) 1-3 <u>納期遅れを理由とした受領拒否</u> (略) 1-4・1-5 (略)</p> <p>〈情報成果物作成委託における違反行為事例〉 1-6～1-8 (略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>
<p>2 支払遅延 (1)～(5) (略)</p>	<p>2 支払遅延 (1)～(5) (略)</p>

<p>〈製造委託，修理委託における違反行為事例〉 (略) 〈情報成果物作成委託における違反行為事例〉 (略) 〈役務提供委託における違反行為事例〉 (略)</p>	<p>〈製造委託，修理委託における違反行為事例〉 (略) 〈情報成果物作成委託における違反行為事例〉 (略) 〈役務提供委託における違反行為事例〉 (略)</p>
<p>3 下請代金の減額</p> <p>(1) 法第4条第1項第3号で禁止されている下請代金の減額とは、「下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること」である。</p> <p>下請代金の額を「減ずること」には、親事業者が下請事業者に対して、</p> <p>ア 消費税・地方消費税額相当分を支払わないこと。</p> <p>イ 下請事業者との間で単価の引下げについて合意して単価改定した場合、単価引下げの合意日前に発注したものについても新単価を遡及適用して下請代金の額から旧単価と新単価との差額を差し引くこと。</p> <p>ウ 支払手段としてあらかじめ「手形支払」と定めているのを<u>下請事業者の希望により</u>一時的に現金で支払う場合において、手形払の場合の下請代金の額から短期の自社調達金利相当額を超える額を差し引くこと。</p> <p>エ 親事業者からの原材料等の支給の遅れ又は無理な納期指定によって生じた納期遅れ等を下請事業者の責任によるものとして下請代金の額を減ずること。</p> <p>オ 下請代金の総額はそのまましておいて、数量を増加させること。</p> <p>カ 下請代金の支払時に、1円以上を切り捨てて支払うこと。</p> <p>キ 下請事業者と書面で合意することなく、下請代金を下請事業者の銀行口座へ振り込む際の手数料を下請事業者に負担させ、下請代金から差し引くこと。</p> <p>ク 下請代金を下請事業者の金融機関口座へ振り込む際の手数料を下請事業者に負担させることを書面で合意している場合に、下請代金の額から金融機関に支払う実費を超えた額を差し引くこと。</p> <p>ケ <u>毎月の下請代金の額の一定率相当額を割戻金として親事業者が指定する金融機関口座に振り込ませること。</u></p>	<p>3 下請代金の減額</p> <p>(1) 法第4条第1項第3号で禁止されている下請代金の減額とは、「下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること」である。</p> <p>下請代金の額を「減ずること」には、親事業者が下請事業者に対して、</p> <p>ア 消費税・地方消費税額相当分を支払わないこと。</p> <p>イ 下請事業者との間で単価の引下げについて合意して単価改定した場合、単価引下げの合意日前に発注したものについても新単価を遡及適用して下請代金の額から旧単価と新単価との差額を差し引くこと。</p> <p>ウ 支払手段としてあらかじめ「手形支払」と定めているのを一時的に現金で支払う場合において、手形払の場合の下請代金の額から短期の自社調達金利相当額を超える額を差し引くこと。</p> <p>エ 親事業者からの原材料等の支給の遅れ又は無理な納期指定によって生じた納期遅れ等を下請事業者の責任によるものとして下請代金の額を減ずること。</p> <p>オ 下請代金の総額はそのまましておいて、数量を増加させること。</p> <p>カ 下請代金の支払時に、1円以上を切り捨てて支払うこと。</p> <p>キ 下請事業者と書面で合意することなく、下請代金を下請事業者の銀行口座へ振り込む際の手数料を下請事業者に負担させ、下請代金から差し引くこと。</p> <p>ク 下請代金を下請事業者の金融機関口座へ振り込む際の手数料を下請事業者に負担させることを書面で合意している場合に、下請代金の額から金融機関に支払う実費を超えた額を差し引くこと。</p> <p>(新設)</p>

等も含まれる。

なお、ボリュームディスカウント等合理的理由に基づく割戻金（例えば、親事業者が、一の下請事業者に対し、一定期間内に一定数量を超える発注を達成した場合に、当該下請事業者が親事業者に支払うこととなる割戻金）であって、あらかじめ、当該割戻金の内容を取引条件とすることについて合意がなされ、その内容が書面化されており、当該書面における記載と発注書面に記載されている下請代金の額とを合わせて実際の下請代金の額とすることが合意されており、かつ、発注書面と割戻金の内容が記載されている書面との関連付けがなされている場合には、当該割戻金は下請代金の減額には当たらない。

(2) (略)

〈製造委託、修理委託における違反行為事例〉

(略)

〈情報成果物作成委託における違反行為事例〉

3-11 業績悪化を理由とした減額

親事業者は、オンラインゲームの開発に当たり、キャラクターデザインやBGMの制作を下請事業者に委託しているところ、業績の悪化により制作に係る予算が減少したことを理由に、下請代金の額を減じた。

3-12 (略)

3-13 (略)

3-14 (略)

3-15 取引先の都合を理由とした減額

親事業者は、機器管理ソフトウェアのプログラムの作成を下請事業者に委託しているところ、顧客から一部のプログラムをキャンセルされたことを理由に、そのキャンセルされたプログラムの対価に相当する額を下請代金から差し引いた。

〈役務提供委託における違反行為事例〉

3-16 新単価の遡及適用による減額

(略)

3-17 協力金等を理由とした減額

等も含まれる。

なお、ボリュームディスカウント等合理的理由に基づく割戻金（例えば、親事業者が、一の下請事業者に対し、一定期間内に一定数量を超える発注を達成した場合に、当該下請事業者が親事業者に支払うこととなる割戻金）であって、あらかじめ、当該割戻金の内容を取引条件とすることについて合意がなされ、その内容が書面化されており、当該書面における記載と発注書面に記載されている下請代金の額とを合わせて実際の下請代金の額とすることが合意されており、かつ、発注書面と割戻金の内容が記載されている書面との関連付けがなされている場合には、当該割戻金は下請代金の減額には当たらない。

(2) (略)

〈製造委託、修理委託における違反行為事例〉

(略)

〈情報成果物作成委託における違反行為事例〉

(新設)

3-11 (略)

3-12 (略)

3-13 (略)

3-14 取引先の都合を理由とした減額

親事業者は、機器管理ソフトウェアのプログラムの作成を下請事業者に委託しているところ、顧客からの発注のキャンセルを理由に、キャンセルされたプログラムの対価の額を下請代金から差し引いた。

〈役務提供委託における違反行為事例〉

3-15 新単価の遡及適用による減額

(略)

3-16 協力金等を理由とした減額

<p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 建設工事を請け負う親事業者は、施主から請け負った建設工事現場の警備を委託している下請事業者に対し、「割戻金」として下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から差し引いた。</u></p> <p>3-18 (略)</p> <p>3-19 (略)</p> <p>3-20 (略)</p> <p>3-21 (略)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) (新設)</p> <p>3-17 (略)</p> <p>3-18 (略)</p> <p>3-19 (略)</p> <p>3-20 (略)</p>
<p>4 返品</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「下請事業者の責に帰すべき理由」があるとして、下請事業者の給付を受領した後に下請事業者によるその給付に係る物を取り返すことが認められるのは、下請事業者の給付の内容が3条書面に明記された委託内容と異なる場合若しくは下請事業者の給付に瑕疵等がある場合において、当該給付を受領後速やかに取り返す場合又は給付に係る検査をロット単位の抜き取りの方法により行っている継続的な下請取引の場合において当該給付受領後の当該給付に係る下請代金の最初の支払時までに取り返す場合に限られる。ただし、給付に係る検査をロット単位の抜き取りの方法により行っている継続的な下請取引の場合において当該給付受領後の当該給付に係る下請代金の最初の支払時までに取り返す場合にあつては、あらかじめ、当該引取りの条件について合意がなされ、その内容が書面化され、かつ、当該書面と発注書面との関連付けがなされていなければならない。</p> <p>なお、次のような場合には委託内容と異なること又は瑕疵等があることを理由として下請事業者によるその給付に係るものを取り返すことは認められない。</p> <p>ア 3条書面に委託内容が明確に記載されておらず、又は検査基準が明確でない等のため、下請事業者の給付の内容が委託内容と異なることが明らかでない場合</p> <p>イ 検査基準を恣意的に厳しくして、委託内容と異なる又は瑕疵等があるとする場合</p> <p>ウ 給付に係る検査を下請事業者による文書により明確に委任している場合において当該検査に明らかな手落ちの認められる給付であっても、受領後</p>	<p>4 返品</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「下請事業者の責に帰すべき理由」があるとして、下請事業者の給付を受領した後に下請事業者によるその給付に係る物を取り返すことが認められるのは、下請事業者の給付の内容が3条書面に明記された委託内容と異なる場合若しくは下請事業者の給付に瑕疵等がある場合において、当該給付を受領後速やかに取り返す場合又は給付に係る検査をロット単位の抜き取りの方法により行っている継続的な下請取引の場合において当該給付受領後の当該給付に係る下請代金の最初の支払時までに取り返す場合に限られる。ただし、給付に係る検査をロット単位の抜き取りの方法により行っている継続的な下請取引の場合において当該給付受領後の当該給付に係る下請代金の最初の支払時までに取り返す場合にあつては、あらかじめ、当該引取りの条件について合意がなされ、その内容が書面化され、かつ、当該書面と発注書面との関連付けがなされていなければならない。</p> <p>なお、次のような場合には委託内容と異なること又は瑕疵等があることを理由として下請事業者によるその給付に係るものを取り返すことは認められない。</p> <p>ア 3条書面に委託内容が明確に記載されておらず、又は検査基準が明確でない等のため、下請事業者の給付の内容が委託内容と異なることが明らかでない場合</p> <p>イ 検査基準を恣意的に厳しくして、委託内容と異なる又は瑕疵等があるとする場合</p> <p>ウ 給付に係る検査を下請事業者による文書により明確に委任している場合において当該検査に明らかな手落ちの認められる給付であっても、受領後</p>

<p>6か月を経過した場合</p> <p>エ 委託内容と異なること又は瑕疵等のあることを直ちに発見することができない給付であっても、受領後6か月（下請事業者の給付を使用した親事業者の製品について一般消費者に対し6か月を超える保証期間を定めている場合においては、それに応じて最長1年）を経過した場合</p> <p>オ 給付に係る検査を省略する場合</p> <p><u>カ 給付に係る検査を自社で行わず、かつ、当該検査を下請事業者に文書で委任していない場合</u></p> <p>〈製造委託、修理委託における違反行為事例〉</p> <p>4-1～4-5 （略）</p> <p>4-6 受入検査を文書で委任していない場合の返品 親事業者は、<u>受領した商品の検査を自社で行わず、かつ、下請事業者</u>に対し、<u>当該検査を文書で委任していない場合に</u>、受領後に不良品であることを理由として、下請事業者に引き取らせた。</p> <p>〈情報成果物作成委託における違反行為事例〉</p> <p>（略）</p>	<p>6か月を経過した場合</p> <p>エ 委託内容と異なること又は瑕疵等のあることを直ちに発見することができない給付であっても、受領後6か月（下請事業者の給付を使用した親事業者の製品について一般消費者に対し6か月を超える保証期間を定めている場合においては、それに応じて最長1年）を経過した場合</p> <p>オ 給付に係る検査を省略する場合又は<u>当該検査を下請事業者に文書で委任していない場合</u> （新設）</p> <p>〈製造委託、修理委託における違反行為事例〉</p> <p>4-1～4-5 （略）</p> <p>4-6 受入検査を文書で委任していない場合の返品 親事業者は、下請事業者に対し、<u>受領した商品の検査を文書で委任していない場合に</u>、受領後に不良品であることを理由として、下請事業者に引き取らせた。</p> <p>〈情報成果物作成委託における違反行為事例〉</p> <p>（略）</p>
<p>5 買ったたき</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 次のような方法で下請代金の額を定めることは、買ったたきに該当するおそれがある。</p> <p>ア 多量の発注をすることを前提として下請事業者に見積りをさせ、その見積価格の単価を少量の発注しかしない場合の単価として下請代金の額を定めること。</p> <p>イ 量産期間が終了し、発注数量が大幅に減少しているにもかかわらず、単価を見直すことなく、一方的に量産時の大量発注を前提とした単価で下請代金の額を定めること。</p> <p>ウ 原材料価格や労務費等のコストが大幅に<u>上昇したため</u>、下請事業者が単価引上げを求めたにもかかわらず、<u>一方的に</u>従来どおりに単価を据え置くこと。</p> <p>エ 一律に一定比率で単価を引き下げて下請代金の額を定めること。</p>	<p>5 買ったたき</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 次のような方法で下請代金の額を定めることは、買ったたきに該当するおそれがある。</p> <p>ア 多量の発注をすることを前提として下請事業者に見積りをさせ、その見積価格の単価を少量の発注しかしない場合の単価として下請代金の額を定めること。</p> <p>イ 量産期間が終了し、発注数量が大幅に減少しているにもかかわらず、単価を見直すことなく、一方的に量産時の大量発注を前提とした単価で下請代金の額を定めること。</p> <p>ウ 原材料価格が大幅に<u>高騰したため</u>、下請事業者が単価引上げを求めたにもかかわらず、<u>下請事業者と十分な協議をすることなく、一方的に、</u>従来どおりに単価を据え置くこと。</p> <p>エ 一律に一定比率で単価を引き下げて下請代金の額を定めること。</p>

オ 親事業者の予算単価のみを基準として、一方的に通常の対価より低い単価で下請代金の額を定めること。

カ 短納期発注を行う場合に、下請事業者に発生する費用増を考慮せずに通常の対価より低い下請代金の額を定めること。

キ 給付の内容に知的財産権が含まれているにもかかわらず、当該知的財産権の対価を考慮せず、一方的に通常の対価より低い下請代金の額を定めること。

ク 合理的な理由がないにもかかわらず特定の下請事業者を差別して取り扱い、他の下請事業者より低い下請代金の額を定めること。

ケ 同種の給付について、特定の地域又は顧客向けであることを理由に、通常の対価より低い単価で下請代金の額を定めること。

〈製造委託、修理委託における違反行為事例〉

5-1・5-2 (略)

5-3 下請代金を据え置くことによる買いたたき

(1) 親事業者は、親事業者から下請事業者に対して使用することを指定した原材料の価格や燃料費、電気料金といったエネルギーコスト、労務費等のコストが高騰していることが明らかな状況において、下請事業者から従来の単価のままでは対応できないとして単価の引上げの求めがあったにもかかわらず、下請事業者と十分に協議をすることなく、一方的に、従来どおりに単価を据え置くことにより、通常の対価を大幅に下回る下請代金の額を定めた。

(2) (略)

(3) (略)

(4) 親事業者は、原材料費が高騰している状況において、集中購買に参加できない下請事業者が従来の製品単価のままでは対応できないとして下請事業者の調達した材料費の増加分を製品単価へ反映するよう親事業者に求めたにもかかわらず、下請事業者と十分な協議をすることなく、材料費の価格変動は大手メーカーの支給材価格（集中購買価格）の変動と同じ動きにするという条件を一方的に押し付け、単価を据え置くことにより、通常の対価を大幅に下回る下請代金の額を定めた。

5-4・5-5 (略)

オ 親事業者の予算単価のみを基準として、一方的に通常の対価より低い単価で下請代金の額を定めること。

カ 短納期発注を行う場合に、下請事業者に発生する費用増を考慮せずに通常の対価より低い下請代金の額を定めること。

キ 給付の内容に知的財産権が含まれているにもかかわらず、当該知的財産権の対価を考慮せず、下請事業者と協議することなく、一方的に通常の対価より低い下請代金の額を定めること。

ク 合理的な理由がないにもかかわらず特定の下請事業者を差別して取り扱い、他の下請事業者より低い下請代金の額を定めること。

ケ 同種の給付について、特定の地域又は顧客向けであることを理由に、通常の対価より低い単価で下請代金の額を定めること。

〈製造委託、修理委託における違反行為事例〉

5-1・5-2 (略)

5-3 下請代金を据え置くことによる買いたたき

(1) 親事業者は、親事業者から下請事業者に対して使用することを指定した原材料の価格や燃料費、電気料金といったエネルギーコストが高騰していることが明らかな状況において、下請事業者から従来の単価のままでは対応できないとして単価の引上げの求めがあったにもかかわらず、下請事業者と十分に協議をすることなく、一方的に、従来どおりに単価を据え置くことにより、通常の対価を大幅に下回る下請代金の額を定めた。

(2) (略)

(3) (略)

(4) 親事業者は、原材料費が高騰している状況において、下請事業者が従来の製品単価のままでは対応できないとして下請事業者の調達した材料費の増加分を製品単価へ反映するよう親事業者に求めたにもかかわらず、下請事業者と十分な協議をすることなく、材料費の価格変動は大手メーカーの支給材価格（集中購買価格）の変動と同じ動きにするという条件を一方的に押し付け、単価を据え置くことにより、通常の対価を大幅に下回る下請代金の額を定めた。

5-4・5-5 (略)

5-6 納品後の下請代金の決定による買ったたき

親事業者は、下請代金の額を定めずに部品を発注し、納品された後に下請事業者と協議することなく、通常の対価相当と認められる下請事業者の見積価格を大幅に下回る単価で下請代金の額を定めた。(下請代金の額が定められないことにつき正当な理由がある場合を除き、下請代金の額を定めないまま委託することは、下請法第3条に違反する。)

5-7・5-8 (略)

5-9 その他の買ったたき

- (1) 親事業者は、電線等の加工を委託している下請事業者に対し、単価改定の際、当該下請事業者と十分な協議することなく、一方的に単価を決定した後、単価改定書を送付し、通常の対価を大幅に下回る下請代金の額を定めた。
- (2) (略)

〈情報成果物作成委託における違反行為事例〉

5-10 (略)

5-11 納品後の下請代金の決定による買ったたき

親事業者は、自ら作成・販売するゲームソフトを構成するプログラムの作成を、下請事業者に対して下請代金の額を定めずに委託したところ、当該プログラムの受領後に、下請事業者と十分に協議することなく、通常の対価を大幅に下回る下請代金の額を定めた。(下請代金の額が定められないことにつき正当な理由がある場合を除き、下請代金の額を定めないまま委託することは、下請法第3条に違反する。)

5-12 (略)

5-13 その他の買ったたき

- (1) 親事業者は、看板のデザインの制作を委託している下請事業者に対し、十分な協議をすることなく、過去に他の事業者に対し同様の業務を発注した際の価格を指定することにより、通常の対価を大幅に下回る下請代金の額を定めた。
- (2) (略)
- (3) 親事業者は、アニメーションの原画の作成を下請事業者である個人のアニメーターに委託しているところ、親事業者の要望を反映させることにより作成費用が当初の見積りよりも割高となることを理由に

5-6 納品後の下請代金の決定による買ったたき

親事業者は、下請代金の額を定めずに部品を発注し、納品された後に下請事業者と協議することなく、通常の対価相当と認められる下請事業者の見積価格を大幅に下回る単価で下請代金の額を定めた。

5-7・5-8 (略)

5-9 その他の買ったたき

- (1) 親事業者は、電線等の加工を委託している下請事業者に対し、単価改定の際、当該下請事業者と十分な協議することなく一方的に単価を決定した後、単価改定書を送付し、通常の対価を大幅に下回る下請代金の額を定めた。
- (2) (略)

〈情報成果物作成委託における違反行為事例〉

5-10 (略)

5-11 納品後の下請代金の決定による買ったたき

親事業者は、自ら作成・販売するゲームソフトを構成するプログラムの作成を、下請事業者に対して下請代金の額を定めずに委託したところ、当該プログラムの受領後に、下請事業者と十分に協議することなく、通常の対価を大幅に下回る下請代金の額を定めた。

5-12 (略)

5-13 その他の買ったたき

- (1) 親事業者は、看板のデザインの制作を委託している下請事業者に対し、十分な協議をすることなく、他の事業者に過去と同様の業務を発注した際の価格を指定することにより、通常の対価を大幅に下回る下請代金の額を定めた。
- (2) (略)
(新設)

<p><u>下請事業者から下請代金の引上げを求められたにもかかわらず、そのような費用増を考慮することなく、当初の見積価格により通常の対価を大幅に下回る下請代金の額を定めた。</u></p> <p>〈役務提供委託における違反行為事例〉</p> <p>5-14 下請代金を据え置くことによる買いたたき</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 親事業者は、貨物の運送を委託している下請事業者に対し、下請事業者が燃料価格の高騰や労務費の上昇を理由に単価の引上げを求めたにもかかわらず、一方的に従来どおりに単価を据え置くことにより、通常の対価を大幅に下回る下請代金の額を定めた。</p> <p>5-15・5-16 (略)</p> <p>5-17 その他の買いたたき</p> <p>(1) 親事業者は、<u>ビルの機器設備保守点検等を委託している下請事業者</u>に対し、十分な協議をすることなく、一方的に通常の対価を大幅に下回る下請代金の額を定めた。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>〈役務提供委託における違反行為事例〉</p> <p>5-14 下請代金を据え置くことによる買いたたき</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 親事業者は、貨物の運送を委託している下請事業者に対し、下請事業者が燃料価格の高騰を理由に単価の引き上げを求めたにもかかわらず、一方的に従来どおりに単価を据え置くことにより、通常の対価を大幅に下回る下請代金の額を定めた。</p> <p>5-15・5-16 (略)</p> <p>5-17 その他の買いたたき</p> <p>(1) 親事業者は、<u>ビルのメンテナンス業務を委託している下請事業者</u>に対し、十分な協議をすることなく、一方的に通常の対価を大幅に下回る下請代金の額を定めた。</p> <p>(2) (略)</p>
<p>6 購入・利用強制</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>〈製造委託、修理委託における違反行為事例〉</p> <p>(略)</p> <p>〈情報成果物作成委託における違反行為事例〉</p> <p>6-4 (略)</p> <p>6-5 自社の関連会社の商品の購入強制</p> <p>親事業者は、下請事業者に対して放送番組の作成を委託しているところ、自社の関連会社が制作した映画等のイベントチケットについて、<u>あらかじめ下請事業者ごとに目標枚数を定めて割り振り、購入させた。</u></p> <p>〈役務提供委託における違反行為事例〉</p> <p>(略)</p>	<p>6 購入・利用強制</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>〈製造委託、修理委託における違反行為事例〉</p> <p>(略)</p> <p>〈情報成果物作成委託における違反行為事例〉</p> <p>6-4 (略)</p> <p>6-5 自社の関連会社の商品の購入強制</p> <p>親事業者は、下請事業者に対して放送番組の作成を委託しているところ、自社の関連会社が制作した映画等のイベントチケットの<u>購入を数百枚単位</u>であらかじめ下請事業者ごとに<u>枚数</u>を定めて割り振り、<u>下請事業者に購入させた。</u></p> <p>〈役務提供委託における違反行為事例〉</p> <p>(略)</p>

7 不当な経済上の利益の提供要請

(1)～(4) (略)

〈製造委託，修理委託における違反行為事例〉

7-1 (略)

7-2 返品時における送料の負担要請

親事業者は，衣料品等の製造を下請事業者に委託しているところ，販売期間終了後，下請事業者が納品した衣料品等の在庫商品の返品を行うに当たり，下請事業者に対し，返品に係る送料を負担させた。（この場合，販売期間終了後の在庫商品の返品についても下請法に違反する。）

7-3・7-4 (略)

7-5 型・治具の無償保管要請

(1) 親事業者は，機械部品の製造を委託している下請事業者に対し，量産終了から一定期間が経過した後も金型，木型等の型を保管させているところ，当該下請事業者からの破棄申請に対して，「自社だけで判断することは困難」などの理由で長期にわたり明確な返答を行わず，保管・メンテナンスに要する費用を考慮せず，無償で金型，木型等の型を保管させた。

(2) (略)

〈情報成果物作成委託における違反行為事例〉

7-6 協賛金の提供要請

鉄道業を営む親事業者は，自社の住宅販売部門が販売する住宅の設計図の作成を下請事業者に委託しているところ，広告宣伝のための費用を確保するため，下請事業者に対し，「協賛金」として，一定額を提供させた。

7-7 (略)

7-8 (略)

7-9 (略)

〈役務提供委託における違反行為事例〉

(7-6 に移動)

7 不当な経済上の利益の提供要請

(1)～(4) (略)

〈製造委託，修理委託における違反行為事例〉

7-1 (略)

7-2 返品時における送料の負担要請

親事業者は，衣料品等の製造を下請事業者に委託しているところ，販売期間終了後の在庫商品の返品を行うに当たり，下請事業者に対し，返品に係る送料を負担させた。

7-3・7-4 (略)

7-5 型・治具の無償保管要請

(1) 親事業者は，量産終了から一定期間が経過した下請事業者が所有する金型，木型等の型について，機械部品の製造を委託している下請事業者から破棄の申請を受けたところ，「自社だけで判断することは困難」などの理由で長期にわたり明確な返答を行わず，保管・メンテナンスに要する費用を考慮せず，無償で金型，木型等の型を保管させた。

(2) (略)

〈情報成果物作成委託における違反行為事例〉

(7-9 から移動)

7-6 (略)

7-7 (略)

7-8 (略)

〈役務提供委託における違反行為事例〉

7-9 協賛金の提供要請

鉄道業を営む親事業者は，自社の住宅販売部門が販売する住宅の設計

<p>7-10・7-11 (略)</p>	<p><u>図の作成を下請事業者に委託しているところ、広告宣伝のための費用を確保するため、下請事業者に対し、「協賛金」として、一定額を提供させた。</u></p> <p>7-10・7-11 (略)</p>
<p>8 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し (1)～(5) (略)</p> <p>〈製造委託、修理委託における違反行為事例〉 8-1～8-3 (略) 8-4 取引先の都合を理由とした発注内容の変更・取消し等 (1)～(3) (略) <u>(4) 親事業者は、食品用包装容器の製造を下請事業者に委託しているところ、取引先からの要請により当初の発注から仕様を変更したため、その対応のために大幅に増加した人件費の負担を下請事業者から求められたことを理由に、その費用を負担せず、発注を取り消した。</u></p> <p>〈情報成果物作成委託における違反行為事例〉 8-5・8-6 (略) 8-7 その他の発注内容の変更・やり直し (1)・(2) (略) <u>(3) 親事業者は、アニメーションの動画の作成を下請事業者であるアニメーション制作業者に委託しているところ、親事業者が内容確認の上、完成品を受領したにもかかわらず、プロデューサーの意向により動画の品質を引き上げるための作業を行わせ、それに伴い生じた追加の費用を負担しなかった。</u></p> <p>〈役務提供委託における違反行為事例〉 8-8・8-9 (略) 8-10 その他の発注内容の変更・取消し (1) (略) <u>(2) 親事業者は、貨物の運送を下請事業者に委託しているところ、下請事業者が指定された時刻に親事業者の物流センターに到着したもの</u></p>	<p>8 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し (1)～(5) (略)</p> <p>〈製造委託、修理委託における違反行為事例〉 8-1～8-3 (略) 8-4 取引先の都合を理由とした発注内容の変更・取消し等 (1)～(3) (略) (新設)</p> <p>〈情報成果物作成委託における違反行為事例〉 8-5・8-6 (略) 8-7 その他の発注内容の変更・やり直し (1)・(2) (略) (新設)</p> <p>〈役務提供委託における違反行為事例〉 8-8・8-9 (略) 8-10 その他の発注取消し (1) (略) (新設)</p>

の，親事業者が貨物の積込み準備を終わていなかったために下請事業者が長時間の待機を余儀なくされたにもかかわらず，その待ち時間について必要な費用を負担しなかった。